

山形県観光施設経営強化支援事業助成金

※下線部は前回からの主な変更点

1. 概要

県内の観光事業者のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進及び高付加価値化に向けた取組み等を積極的に行うために必要な経費に対し、助成金の支給を行うものです。

2. 助成対象者

山形県内の観光事業者(宿泊事業者、観光立寄施設(市町村管理除く)、観光協会等(DMO・DMC含む))。

3. 助成対象事業

(1)【DXの推進】に向けた取組み

AIチャットボット等を活用したプラットフォームの導入等、デジタル技術を活用した経営効率化や新たなサービス、付加価値創出につながる取組み

(2)【高付加価値化】に向けた取組み

ワーケーションやマイクロツーリズム、ユニバーサルツーリズムに対応した受け入れ態勢の整備、外国人材の受入のための環境整備や新商品の開発等

※観光協会・DMO・DMCが実施する取組みについては、他の事業者と連携したものに限りません。

※国等の他の補助金に採択されていても、同じ申請内容でなければ、本助成金へ申請可能です。

4. 助成率・助成上限額

区分	助成率	助成上限額(1事業者あたり)
(1)DXの推進に向けた取組みに要する経費	2/3	100万円(150万円※)
(2)高付加価値化に向けた取組みに要する経費	1/2	100万円(150万円※)

※他事業者と連携した取組(面的整備)または、経営力強化等に資する取り組みで一定の基準(交付要綱別表4)を満たす場合、助成上限額を150万円に引上げ。ただし、助成上限引き上げ要件を複数満たす場合は、どちらか一方の区分の助成上限引き上げを選択すること(1事業者あたりの助成上限額は、(1)と(2)を合わせて250万円まで。)

5. スケジュール(予定)

事業実施期間：助成金交付決定の日から令和7年1月31日(金)まで

	実施時期
申請受付開始	令和6年3月1日(金)
申請書提出締切	令和6年4月15日(月)
助成金の交付決定(又は不交付決定)	令和6年5月下旬頃

※スケジュールは予定であり、前後する場合があります。

※交付決定前に発注・契約・支出した経費及び事業実施期間の経過後に支出した経費については、助成対象外となりますので、御注意ください。

【申請・問合せ先】

山形県観光施設経営強化支援事業助成金運営事務局

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル1階 公益社団法人山形県観光物産協会内

TEL:023-647-2333

・ 交付要綱や各種様式は県HPの以下のページに掲載されています。

ホーム > 産業・しごと > 観光 > 観光産業 > 山形県観光施設経営強化支援事業助成金について